

多賀城市告示第40-4号

令和8年度多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年 4月 7日

多賀城市長 深谷 晃祐



令和8年度多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性が十分でない住宅における耐震化を促進するため、市内に存する木造住宅の所有者（所有者が複数あるときは、その代表者。以下同じ。）が行う当該住宅の耐震改修設計（工事監理を含む。）及び耐震改修工事、建替え工事（当該住宅が存する敷地で行うもので、建替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存し、かつ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。以下同じ。）又は耐震改修工事に併せて実施するその他改修工事（以下「耐震化工事」という。）に係る費用について、予算の範囲内において、当該所有者に対し、木造住宅耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付等

については、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震一般診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2025年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年発行）（以下「協会発行書」という。）に掲載されている「一般診断法」に基づき、住宅の地震に対する安全性を診断し、評価することをいう。
- (2) 耐震精密診断 協会発行書に掲載されている「精密診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求めることをいう。
- (3) 耐震改修計画 耐震一般診断又は耐震精密診断の結果に基づき作成される住宅の耐震性を向上させるための計画をいう。
- (4) 耐震診断士 宮城県若しくは仙台市が実施した講習会又は建築関係法人が耐震診断士の養成を目的に宮城県の承認を受けて実施した講習会を受講し、宮城県が作成したみやぎ木造住宅耐震診断士リストに記載された者又は仙台市が作成した仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿に記載された者をいう。
- (5) 耐震一般診断事業 住宅の所有者の求めに応じ、市が耐震診断士を派遣し、住宅の耐震一般診断及び耐震改修計画の作成を行う事業をいう。

(6) 耐震改修計画等支援事業 住宅の所有者の求めに応じ、市が耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断結果をもとに耐震改修計画の作成を行う事業をいう。

(7) その他改修工事 住宅の機能や性能を維持させ、及び向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のうち、第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第6号までのいずれかに該当する住宅とする。

(1) 平成12年5月31日以前に着工された多賀城市内にある木造一戸建て住宅

(2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統構法を含む。）又は枠組壁構法により建築された木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅

(3) 耐震一般診断事業による耐震一般診断（これと同等と市長が認める耐震一般診断を含む。以下同じ。）の結果、上部構造評点が1.0未満となった住宅であって、当該上部構造評点が1.0以上又はこれと同等（協会発行書に掲載されている「精密診断法」又は建築基準法（昭和25年法律第201号）により大地震動での倒壊に対する安全性が確保されたもの。以下同じ。）以上となる耐震改修工事を実施する住宅又は建替え工事を実施する住宅

- (4) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の結果、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘を受けた住宅であって、当該重大な地盤・基礎の注意事項の改善を実施する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置への建替え工事を実施する住宅
- (5) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満となり、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘を受けた住宅であって、上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上とする改修工事を実施し、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項の改善を実施する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置への建替え工事を実施する住宅
- (6) 耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断（これと同等と市長が認める耐震精密診断を含む。以下同じ。）の結果、上部構造評点が1.0未満となった住宅であって、上部構造評点が1.0以上となる改修工事を実施する住宅又は建替え工事を実施する住宅

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付又はこの要綱による補助金の交付と同様の支援、補助等を受けたことがある住宅は、補助対象住宅としない。

（補助金の交付対象者の要件）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象住宅の所有者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市町村税を滞納していないこと。

(2) 生計を一にする世帯員に市町村税を滞納している者（納税制約等

を行い、当該納税制約の内容が確実に履行され、又は履行される見込みがある者を除く。)がないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していないこと。

（補助金等）

第5条 補助金の対象経費は、耐震化工事に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) その他改修工事がない場合 耐震化工事に要する費用（建替え工事にあっては、耐震化工事に要する費用相当分に限る。以下同じ。）に5分の4を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い額
- (2) その他改修工事がある場合 前号の算出額に耐震化工事に要する費用に115分の8を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額を加えた額

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象住宅の所有者は、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震一般診断事業による耐震一般診断又は耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震化工事及びその他改修工事（以下「耐震化工事等」という。）に係る計画書の写し
- (3) 耐震化工事等に係る設計図書の写し
- (4) 耐震化工事等に係る費用の見積書の写し
- (5) 市町村税を滞納していないことを証する書類（申請者が個人の場合は、生計を一にする世帯員全員分）
- (6) 消費税仕入税額控除確認書（様式第2号）（申請者が法人又は事業を営む個人である場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助対象住宅の所有者以外の者が第1項の申請を行うときは、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が申請者の同居の親族であるときは、この限りではない。

- (1) 令和8年度多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金の申請及び請求手続き又は補助金の受領に係る委任状（様式第3号）
- (2) 委任者及び代理人の本人確認書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じた現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、当該申請が適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決

定し、当該申請をした者に対し多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）を送付して通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後に速やかに事業に着手しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する審査等により、当該申請が不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、当該申請をした者に対し多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）を送付して通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、あらかじめ多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で相当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けると。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第7号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 耐震化工事等に係る契約書の写し
- (2) 耐震化工事等の費用に係る請求書の写し及びその領収書の写し
- (3) 耐震化工事等の施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 新築した住宅に係る検査済証の写し及び新築した住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書(様式第9号)を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(代理受領)

第13条 市長は、第6条第3項の規定による委任があったときは、補

助金を当該代理人に交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金を当該代理人に交付したときは、補助事業者に対して補助金を交付したものとみなす。

(立入検査等)

- 第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

- 第15条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

- 第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、都市産業部長が定める。

附 則

- この告示は、令和8年4月7日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 (郵便番号: -)

住所

氏名

電話 () -

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 住宅所在地 多賀城市
- 2 建築時期 年 月
- 3 建築面積 1階 m²、2階 m²、3階 m²
- 4 耐震診断等実施時期 年 月 (精密診断・一般診断)
- 5 補助対象経費 金 円
- 6 補助金交付申請額 金 円
- 7 耐震改修設計の実施時期 (予定) 年 月 ~ 年 月
- 8 耐震改修工事等の実施時期 (予定) 年 月 ~ 年 月
- 9 補助採択条件 裏面チェック表で全項目が該当します。
- 10 添付資料

- (1) 耐震一般診断事業による耐震一般診断又は耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震改修計画書 (その他改修工事を行う場合は、その計画も含む。) の写し
- (3) 耐震化工事等に係る設計図書 (その他改修工事を行う場合は、その計画も含む。) の写し
- (4) 耐震化工事等に係る費用の見積書の写し
- (5) 市町村税を滞納していないことを証する書類 (個人の場合は、世帯員全員分)
- (6) 消費税仕入税額控除確認書 (様式第2号) (法人又は個人事業主の場合)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※事前に該当するチェック項目の□にレ点を付けて確認してください。

- 平成12年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅
- 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む）又は枠組壁構法による木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅
- 次のいずれかであること（該当するものに○を付けてください）
 - （耐震一般診断を受けた場合）
 - 1 上部構造評点1.0未満で耐震改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上
 - 2 重大な地盤・基礎の注意事項がありこれを改善
 - 3 上部構造評点1.0未満で地盤・基礎の注意事項があり、その両方を改善
 - 4 上部構造評点1.0未満で建替え
 - （耐震精密診断を受けた場合）
 - 1 上部構造評点が1.0未満で耐震改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上
 - 2 上部構造評点が1.0未満で建替え
- 対象住宅の所有者が行う耐震改修工事又は建替え工事であること。
- 過去に、多賀城市の木造住宅耐震改修工事等の補助金および助成金等に基づく耐震改修工事又は建替え工事に係る助成金を受けていない木造住宅
- 当該助成事業年度末日までに耐震改修工事が完了する。

消費税仕入税額控除確認書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請における補助対象工事費に係る消費税額については、下記のとおりです。

記

※ 次の□のいずれかにチェックを入れてください。

- 消費税額を含めずに申請します。
- 次の理由により、消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。なお、この事業に係る消費税額の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税額に係る補助金相当額を返還します。また、多賀城市から消費税額に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

理由（次の□のいずれかにチェックを入れてください。）

- 1 消費税法における納税義務者でない。
- 2 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- 3 簡易課税事業者である。
- 4 上記1～3には該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

※ 4に該当する場合は、確定申告後、速やかに控除対象仕入税額に算入していないことが分かる書類を提出してください。

令和8年度多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金の申請及び請求手続き
又は補助金の受領に係る委任状

_____年 _____月 _____日

多賀城市長 殿

【委任者】

住所			
氏名	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令
電話番号	— —		年 月 日

【代理人】

住所			
氏名		生年月日	大・昭・平・令
電話番号	— —		年 月 日
代理人との関係	1 木造住宅耐震改修等工事業者 2 その他（詳細を記入：_____）		

上記のとおり代理人を定め、下記のいずれかの権限を委任します。

＜委任事項＞※委任する権限にチェックをつけてください。

- 「多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金」の申請及び請求手続きに関すること
- 「多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金」の受領に関すること
- 「多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金」の申請、請求手続き及び受領に関すること

【注意事項】

※上記内容に不備がある場合、受付できません。

※必ず委任者本人が署名、押印してください。

※記入欄は、依頼（委任）する方がすべて記入してください。

（住所記入については、建物名や部屋番号なども省略しないで記入してください。）

※委任者及び代理人は、運転免許証などの本人確認ができるものの写しを添付してください。

（本委任状記入欄における住所、氏名は本人確認ができる書類と同一のものを記入してください。）

（申請者氏名） 殿

多賀城市長

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請については、下記のとおり交付することに決定したので、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 住宅所在地 多賀城市
- 3 交付の条件
 - (1) 事業実施に当たり、各種関係法令を遵守すること。
 - (2) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合や補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたときや、この交付決定の内容に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
 - (4) 補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理すること。
 - (5) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管すること。

（申請者氏名） 殿

多賀城市長

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請については、下記のとおり不交付することに決定したので、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 不交付決定理由 _____

2 住宅所在地 多賀城市 _____

様式第6号(第8条関係)

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金
(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名

担当者名

電話番号

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり(変更・中止・廃止)したいので、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象所在地

多賀城市

2 (変更・中止・廃止)の理由

3 (変更・中止・廃止)の内容

※ 中止の場合は中止の期間及び再開の時期を、廃止の場合は廃止の時期を記載すること。

4 添付書類

様式第7号(第9条関係)

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 住 所
氏 名

担当者名
電話番号

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり不服があるので、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、申請を取下げます。

記

- 1 補助対象所在地
多賀城市
- 2 補助金交付決定額
金 円
- 3 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由
- 4 添付書類
・多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書の写し

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金実績報告書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け多賀城市指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、事業が完了したので、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震化工事等に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 耐震化工事等の費用に係る請求書の写し及びその領収書の写し <input type="checkbox"/> 耐震化工事等の施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真 <input type="checkbox"/> 新築した住宅に係る検査済証の写し及び新築した住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類（建替えの場合のみ） <input type="checkbox"/> その他	

請 求 書

金 _____ 円也

ただし、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金として請求しますので、下記口座まで入金願います。

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者

住 所
氏 名
電話番号
記

金融機関	銀行 本店 信用金庫 農 協 支店						
預金種目	1 普通預金			2 当座預金			
口座番号							
口座名義人名 (カタカナで記載)							

※ 口座名義が申請者と異なる場合は、下記委任状を記入してください。

※ 「代理受領」により施工業者が補助金を受領する場合は、「令和8年度多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金の申請及び請求手続き又は補助金の受領に係る委任状(様式第3号)」を添付し、施工業者の口座名義等を記入してください。

委 任 状

年 月 日

申請者名

私は、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

住 所
氏 名
電話番号